

毎月勤労統計の改善に関する検討会
中間的整理
(案)

I 経緯

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあっては全国的な変動を毎月明らかにすることを、また地方調査にあっては都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、さらに特別調査にあっては全国調査及び地方調査を補完することを目的とする調査であり、統計法に基づく基幹統計となっている。

毎月勤労統計調査の全国調査及び地方調査では、従来よりサンプルを一定期間固定して、月々の賃金等の変動を安定的に把握できるようにしている。

具体的には、常用労働者規模 30 人以上の調査対象事業所については、一定期間経過後に総入れ替え（規模 500 人以上の事業所については全数調査）を実施し、その際に新・旧サンプルのギャップを把握し、そのギャップを解消するような技術的補正を行っている。

また、毎月勤労統計調査の結果については、近年、政策の効果を測る指標の 1 つとして、特に労働者の賃金に対して関心が高まっており、増減率（前年同月比等）の動向については、注目度が高い。

こうした中、平成27年 1 月に、常用労働者規模30人以上の調査対象事業所の入れ替えを行い、過去の指数等について技術的補正を行ったところ、それに伴って過去の増減率（前年同月比等）が改訂され、増加から減少に転じた月が発生したことについて、各方面から分かりにくいといった意見等が寄せられた。

そこで、国民にとって分かりやすく信頼性の高い統計を作成するために、毎月勤労統計の改善を図ることを目的として、統計情報部長が主催する検討会として、有識者等から構成される「毎月勤労統計の改善に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、有識者等による検討を行ってきた。

本報告は、検討会におけるこれまでの議論やこれを踏まえて検討した今後の方向性について、中間的に整理したものである。

Ⅱ 検討結果

検討会では、①一定期間内の脱落サンプルの特性等、②定期的なサンプルの入れ替え方法、③サンプル入れ替え時のギャップの補正方法、④労働者数の推計のための基準数値（ベンチマーク）の更新等について検討を行った。

検討結果は以下のとおりである。

（１）一定期間内の脱落サンプルの特性等

調査対象事業所を一定期間固定することについては、集計結果の安定化のためには有益である。

一方で、一定期間内に脱落するサンプルに伴い、調査対象事業所の入れ替えを行うと、新・旧サンプルのギャップが生じ、そのギャップの方向性に一定のバイアス（旧サンプルの賃金が新サンプルより高い傾向）が生じているように見える。そのバイアスの要因の１つとして、廃業等による脱落事業所の影響が考えられるため、脱落時の賃金水準や継続事業所と休止・脱落事業所の賃金水準（試算）を比較するとともに、継続事業所と再開・新規事業所の賃金水準（試算）の比較を行った。

その結果は以下のとおりである。

- 休止・脱落サンプルの賃金水準は、継続サンプルの賃金水準よりやや低い傾向にあるものの、継続サンプルの賃金水準より高い月もある。
- 休止・脱落サンプルの賃金水準は継続サンプルの賃金水準よりもやや低いとはいえ、再開・新規サンプルの賃金水準も継続サンプルの賃金水準よりもやや低く、休止・脱落サンプルの賃金の集計値への影響は、再開・新規サンプルの賃金の集計値への影響と相当程度相殺している可能性がある。

以上を踏まえると、限られた範囲での検証ではあるが、サンプルを一定期間固定することに伴うバイアスは、ある程度存在するとしても、賃金分析の判断に影響を与えているとまでは考えにくい。

さらに、脱落サンプルの補正方法については、先行研究により継続事業所の当月と前月の相関関係を使った予測を利用する方法は考えられるが、それをサンプル固定期間全体に適用することは困難であると考えられる。

（２）定期的なサンプルの入れ替え方法

現在、常用労働者規模 30 人以上の調査対象事業所の入れ替えについては、経済センサス（基礎調査、活動調査）の実施周期に合わせて、おおむね 2 年又は 3 年に 1 回、総入れ替え方式で行っている。そのため、入れ替え時に発生するサンプルの違いによるギャップの縮減を図る観点、また、ギャップの縮減により結果的に精度の向上に貢献する可能性もあることから、部分入れ替え方式（ローテーション方式）の導入の可能性について議論を行った。

部分入れ替え方式については、グループの組数、調査対象期間、入れ替え頻度の関係で、以下の点に留意が必要である。

- ①グループの組数を多くした場合、1 回当たりの入れ替えの際のギャップの大きさを縮小できると考えられる。ギャップを十分に縮小できれば、ギャップの補正を省略できる可能性がある。
- ②グループの組数を固定して考えたとき、調査対象期間と調査対象事業所の入れ替え頻度は反比例の関係にあり、調査対象事業所の報告者負担と都道府県等の入れ替えに係る事務の負担はトレード・オフの関係になる。

調査実施者の立場では、部分入れ替え方式に変更し、入れ替え回数が増大すれば、それに応じて事務負担も増大する。具体的には、予備調査や非協力事業所への訪問など、従来であれば、数年に 1 度であった事務作業が、年に複数回の入れ替えを実施した場合には、増加することになる。さらに、調査実施者である都道府県統計主管課では複数の府省の調査の実施を担当しており、周期的な大規模調査の実施とサンプル入れ替えの実施の時期が重なれば、対応が困難になる可能性がある。また、サンプル入れ替え時に、事業所への説明会を開催しているため、入れ替え頻度を増やして 1 回当たりの事業所数が少なくなっても、説明会開催の事務負担はあまり変わらない。

（※）例えば、常用労働者規模 30 人以上の調査対象事業所の入れ替えに係るスケジュールは以下のとおりである。

1 月に入れ替えを行う際は、前年の 7 月に厚生労働省から都道府県に指定予定事業所名簿が送付され、都道府県は予備調査業務を開始し、10 月に指定予定事業所名簿を修正し、厚生労働省に送付する。その後、厚生労働省が指定事業所を決定し、都道府県に送付し、都道府県は、11 月上旬に指定書交付業務の実施、11 月から 1 月にかけて随時説明会を開催する。また、12 月に調査用品を調査対象事業所に配布し、1 月から調査が開始される。

以上を踏まえて、検討会では、以下のとおり意見等があった。

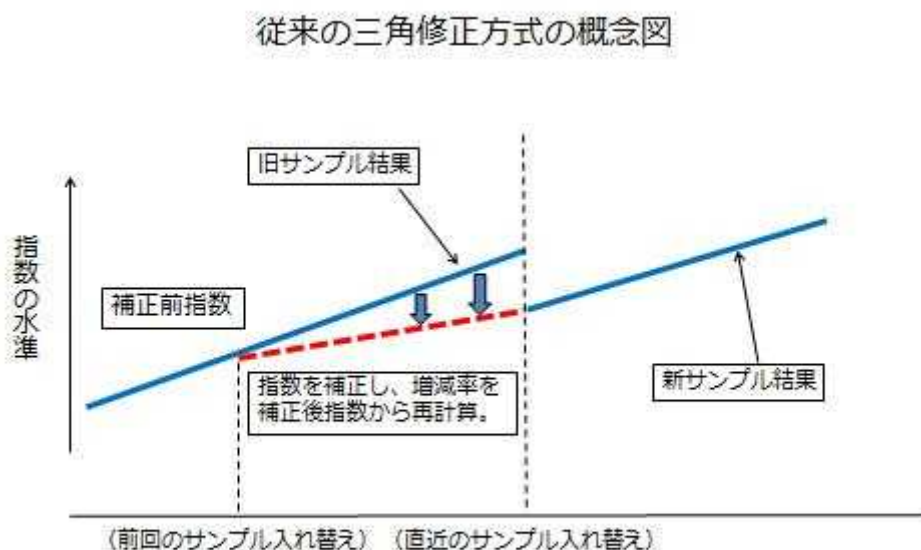
- 部分入れ替え方式を導入する場合は、コストや実務面の問題を考慮する必要がある。
- 部分入れ替え方式を採用するにしても、分割グループ数には限度があるため、ギャップは一定程度残る。
- 部分入れ替え方式を採用する際には、ギャップを把握し、その補正または新旧水準の調整が可能となるよう、新旧サンプルの重複期間を設けるべきである。
- 部分入れ替え方式に移行してもギャップの補正が必要になるのであれば、部分入れ替え方式を採用する合理性は低い。

（３）サンプル入れ替え時のギャップの補正方法（賃金・労働時間）

現在、賃金指数及び労働時間指数については、常用労働者規模 30 人以上の調査対象事業所の入れ替えを実施する際は、新・旧サンプルのギャップについて、旧サンプルの指数が新サンプルの指数と滑らかに接続するように、前回の入れ替え時から段階的に補正を行う三角修正方式によりギャップ修正を行っている（過去には以下に述べる平行移動方式を適用した時もある。）。

なお、前年同月比などの増減率は補正後の指数から再計算をしているものの、賃金額や労働時間数の実数の補正は行っていない。

（イメージ図）

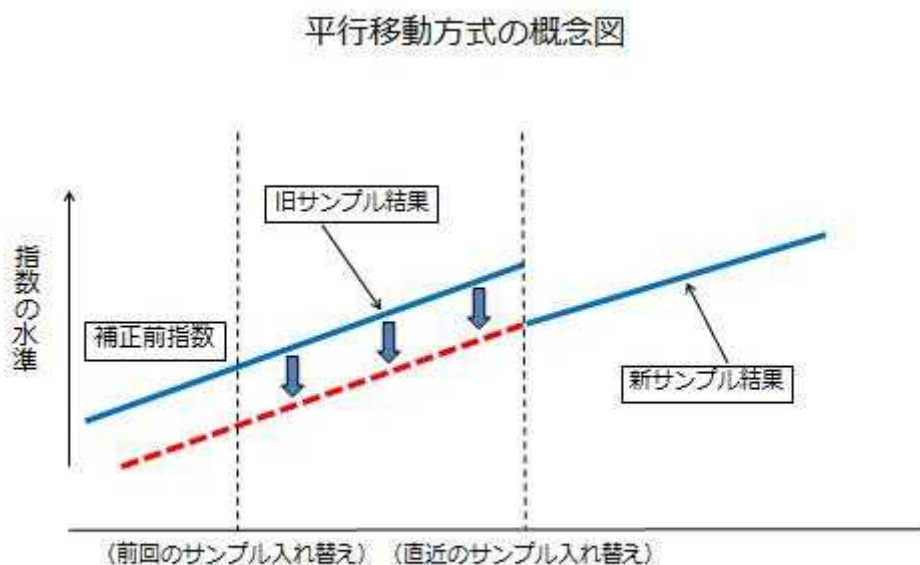


今般の検討会では、主に以下の3つの方式について、議論を行った。

①平行移動方式

ギャップに相当する一定率を過去の指数に一律に乗じて水準のギャップを補正する。その結果、補正後の指数で再計算しても過去の増減率は変わらない。

(イメージ図)



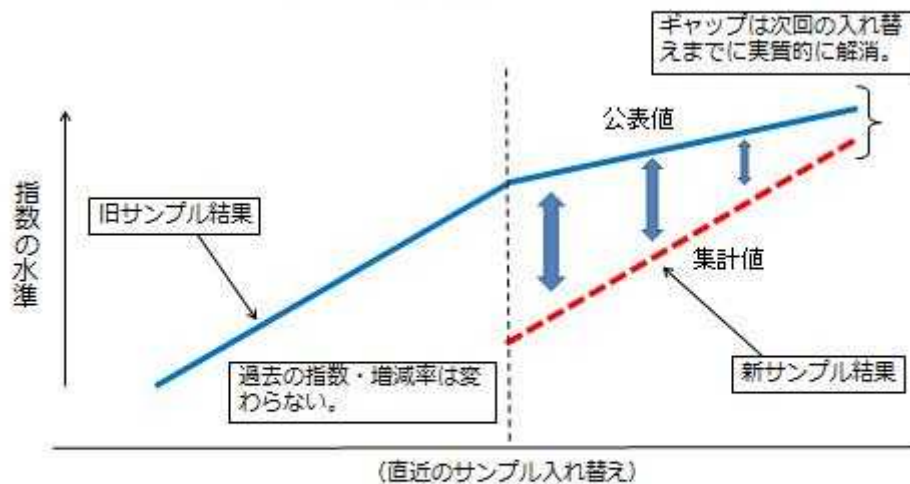
②修正WDLT方式

米国の賃金統計で用いられているWDLT方式の一部を修正して適用する。指数は旧サンプルでの値をベースに作成し、サンプル入れ替え以降の各月については、サンプル入れ替え時点で生じたギャップに一定率（米国の場合は、 $\alpha = 0.9$ ）を繰り返し乗じることでギャップを段階的に減少させて指数を作成し、その指数に基づき増減率を算出する（ギャップは次のサンプル入れ替えまでに実質的に解消される。）。

この方式では過去の指数及び増減率は変わらない。

(イメージ図)

修正WDLT方式の概念図



※公表値の計算方法

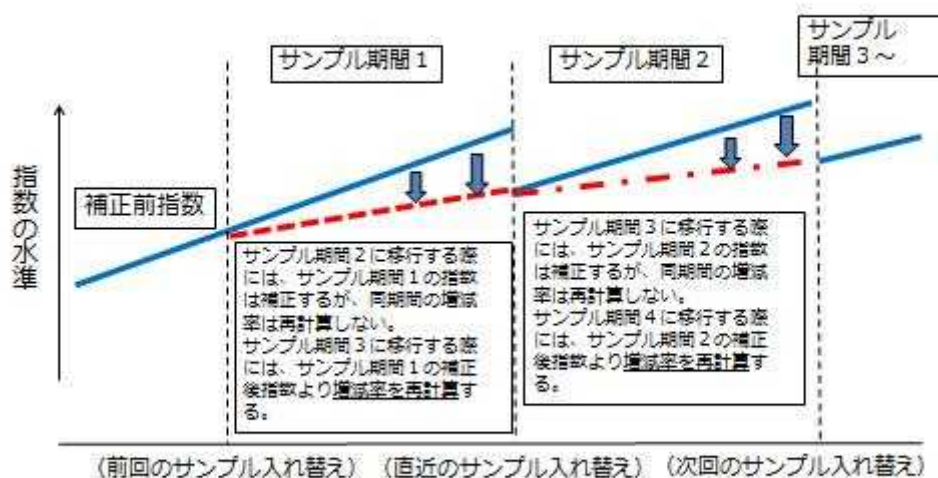
1. 前月の「公表値と集計値のギャップ」に α (パラメータ、例えば0.9)を乗じたものを当月のギャップとする。
2. 上で計算したギャップを当月の集計値に足し込み、当月の公表値を計算する。

③増減率時差再計算方式

過去の指数は従来の修正方法（三角修正）により補正するが、過去（旧サンプルを利用していた期間）の増減率については再計算せず当面据え置く。ただし、増減率については1サイクル遅れで、2～3年経過後（前回の指数改訂期間）に前回のギャップ修正後の指数に基づき再計算し変更する。

（イメージ図）

増減率時差再計算方式の概念図



以上を踏まえて、検討会では、以下のとおり意見等があった。

- 毎月勤労統計において、重要視する項目（水準、増減率）は、その時々的情勢によって変化するもの、また、利用者によっても異なるものであることから、その重要視する項目に応じて、ギャップの補正方法が決まるのではないか。
- 利用者にとって分かりやすく、納得性の高い補正方法であることが重要である。
- 利用者の立場からすると、過去の増減率が変わるのは望ましくない。
- 旧サンプル結果を「調査時点での情報」と考えると、水準のみ調整すれば、あえて増減率を補正する必要はない。
- 増減率は、その時点における政策判断や評価をする際に用いられた正しいと判断された情報と考えられる。
- 平行移動方式にしてはどうか。
- 修正WDLT方式は、将来に渡ってギャップを解消するとのことであるが、当該方式を適用した場合、今後の数値が修正WDLT方式を適用しなかった場合の数値と乖離することになり、政策判断を誤る可能性がある。
- 修正WDLT方式は、将来生じる可能性があるギャップを先取りして解消している面がある。
- 増減率時差再計算方式について、一定期間、指数と増減率の整合性がとれなくなり、分かりにくい。
- そもそも、近づけるべき真の値が分からないので、補正方法について優劣を評価するのは難しい。
- 補正方法について、どのような方法を採用すべきかは、利用する立場によっても異なるのではないか。
- 1つの補正方法を採用するにしても、別の方法で補正したものを参考系列として公表する方法もあるのではないか。

（４）労働者数の推計のための基準数値（ベンチマーク）の更新

毎月勤労統計調査における労働者数のベンチマークについては、民営・官公営事業所を対象とする経済センサス基礎調査の結果が利用できるタイミングで更新し、同時にサンプル入れ替えを行っている。

このように、労働者数のベンチマークの更新を行う場合は同時にサンプル入れ替えも実施しており、賃金及び労働時間は、新旧サンプルの差と新旧ベンチマークの差という２種類のギャップが同時に発生する。従前はこの２種類のギ

ギャップを同時に補正していたが、賃金・労働時間指数の新たな補正方法として、新旧サンプルの差に伴うギャップの補正は平行移動方式、新旧ベンチマークの差に伴う労働者構成のギャップの補正は従来の三角修正方式をそれぞれ適用し、過去の増減率については変更しない。

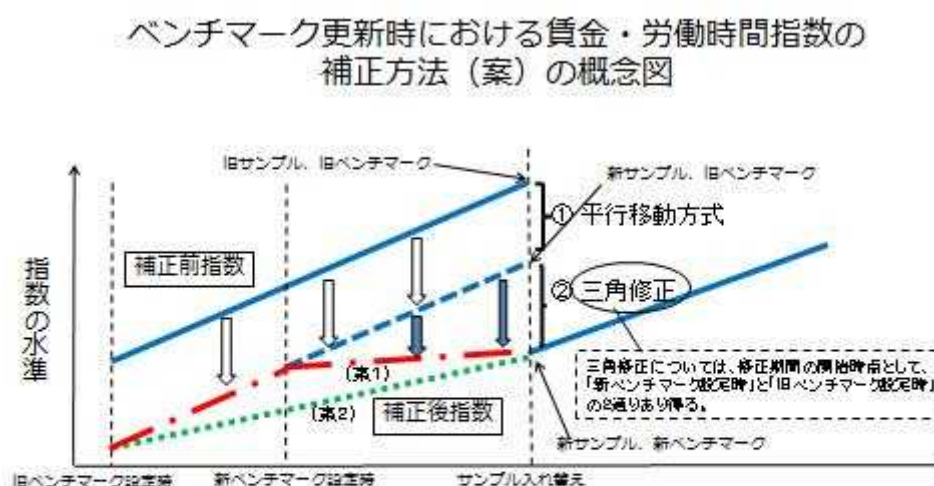
なお、新旧ベンチマークの差に伴う労働者構成のギャップの補正を行う際の補正期間については、

(案1) 新ベンチマーク設定開始時点の旧ウエイト指数から滑らかに接続させる

(案2) 遡ることのできる上限の旧ベンチマーク設定時の旧ウエイト指数から滑らかに接続させる

という2通りの方法があり得る。

(イメージ図)



(案1) 新ベンチマーク設定開始時点の旧ウエイト指数から滑らかに接続させる。

(案2) 遡ることのできる上限の旧ベンチマーク設定時の旧ウエイト指数から滑らかに接続させる。

(※) 労働者数に係る補正について

ベンチマークとは労働者数の推計の基準となる数値であり、産業別・規模別に5年ごとに実施される経済センサス基礎調査の結果を利用している。

ベンチマークは悉皆調査に基づく正しい基準値であるため、この変更については忠実に再現する必要があると考えられる。そのため、労働者数については、ベンチマークの更新によるギャップについて、従来どおりのギャップ修正を適用し、過去の指数を補正するとともに、増減率も再計算して変更する。

以上を踏まえて、検討会では、以下のとおり意見等があった。

- 旧ベンチマークが設定された時から労働者構成が徐々に変化していると考えれば、案２の補正方法がより自然である。
- 新旧ベンチマークの差に伴う労働者構成のギャップの補正についても、平行移動方式を適用してはどうか。

Ⅲ 中間的整理

（１）基本的な考え方

サンプル入れ替えに伴うギャップの補正を行う場合には、国民にとってわかりやすく納得性の高い方法で行うことが重要である。また、過去の増減率は、その時点の政策判断や評価をする際に用いられた正しいと判断された情報であり、変わるのは望ましくない。次回以降のギャップの補正に当たっては、こうした基本的考え方に基づき実施することが適当である。

（２）定期的なサンプルの入れ替え方法

サンプルの入れ替え方法については、入れ替え時のギャップの縮減を図る観点、また、ギャップの縮減により結果的に精度の向上に貢献する可能性もあることから、現在実施している総入れ替え方式から部分入れ替え方式（ローテーション方式）へ移行することも考えられる。

しかし、サンプル入れ替え時に生じる賃金・労働時間のギャップを十分に縮減するには、部分入れ替えの頻度を高める必要がある。入れ替えの頻度を現在の２～３年に１回から毎年または年に数回に高めた場合、それに伴い実務面での問題点（調査票管理システムの更新、都道府県の人員体制及び予算措置の強化等）が発生する。

また、部分入れ替え方式に移行しても、ギャップの補正が必要になるのであれば、当該方式を採用する合理性は低いとの意見もある。

このため、サンプルの入れ替え方法については、引き続き検討することとする。

（３）ギャップの補正方法

サンプル入れ替えにより生じた賃金・労働時間のギャップに対する補正については、過去の増減率が変化しない方法で実施する。具体的な方法については、Ⅱ（３）の①～③の３案について検討した結果、それぞれに一定の合理性はあるものの、メリット・デメリットがあり、利用者にとっての分かりやすさ、納得性などを総合的に勘案すると「平行移動方式」（ギャップに関する情報も併せて開示）が適当と考えられる。

なお、指数については、サンプル入れ替え後の増減率を正しく計算するため、適切な補正を実施するが、実数については、従来どおり補正を行わない。

（４）労働者数の推計のための基準数値（ベンチマーク）の更新

サンプル入れ替えと労働者数のベンチマークを同時に更新する場合は、賃

金・労働時間指数について、新旧サンプルの差に伴うギャップの補正（平行移動方式）と併せて、新旧ベンチマークの差に伴う労働者構成のギャップの補正（三角修正方式）を行う。ただし、過去の増減率については変更しない。

なお、雇用指数については、ベンチマークの設定時点で労働者数の構成が急激に変化したというよりは、徐々に変化していると考えの方が適当であることから、従来 of 三角修正方式を引き続き適用し、過去の指数を補正するとともに、増減率も再計算して変更する。

毎月勤労統計の改善に関する検討会開催要綱

平成27年 5 月18日

1 目的

近年、関心が高まっている労働者の賃金について、国民にとって分かりやすく信頼性の高い統計を作成するために、毎月勤労統計の改善を図ることを目的とする。

2 検討事項

検討会は、毎月勤労統計のサンプル替え時のデータの信頼性及び遡及改訂の問題点、サンプルの長期固定化に伴うバイアスへの対処方法等の課題に関して、次の事項について検討を行う。

- (1) サンプル替えの頻度、規模、手法等
- (2) サンプル替え時のデータ接続手法
- (3) 脱落サンプルの補正方法
- (4) 他府省、諸外国の統計との比較
- (5) その他必要な事項

3 構成員

別紙のとおり。

4 運営等

- (1) 検討会は、統計情報部長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、統計情報部雇用・賃金福祉統計課において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

毎月勤労統計の改善に関する検討会構成員

(五十音順、敬称略)

阿部 正浩 中央大学経済学部教授

小巻 泰之 日本大学経済学部教授

土屋 隆裕 統計数理研究所准教授

津森 康之介 千葉県総合企画部統計課長

樋田 勉 獨協大学経済学部教授

永濱 利廣 第一生命経済研究所経済調査部主席エコノミスト

毎月勤労統計の改善に関する検討会（開催実績）

第 1 回 6 月 3 日（水） 14 時～16 時

- ・ 座長の互選、座長代理の指名について
- ・ 毎月勤労統計について

第 2 回 6 月 26 日（金） 10 時～12 時

- ・ 第 1 回検討会における指摘事項等について
- ・ サンプル切替え、遡及改訂等の課題について

第 3 回 7 月 10 日（金） 14 時～16 時

- ・ 第 2 回検討会における指摘事項等について
- ・ サンプル入れ替え方法とギャップの修正方法について

第 4 回 7 月 24 日（金） 10 時～12 時

- ・ 第 3 回検討会における指摘事項等について
- ・ サンプル入れ替え方法とギャップの修正方法の今後の方向性について

第 5 回 8 月 7 日（金） 14 時～16 時

- ・ これまでの検討の取りまとめについて

第 6 回 9 月 16 日（水） 13 時～15 時

- ・ 中間的整理（案）について

過去のサンプル入れ替えに伴うギャップ率とギャップ水準について

(賃金指数・労働時間指数)

	きまって支給する給与		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	ギャップ率	ギャップ水準 (円)	ギャップ率	ギャップ水準 (時間)	ギャップ率	ギャップ水準 (時間)	ギャップ率	ギャップ水準 (時間)
平成27年1月抽出替え (平成24年経済センサ ス-活動調査)	0.988705	▲ 2,932	0.999267	▲ 0.1	0.99841	▲ 0.2	1.009346	0.1
平成24年1月抽出替え (平成21年経済センサ ス-基礎調査)	0.997039	▲ 770	1.00514	0.7	1.003165	0.4	1.030612	0.3
平成21年1月抽出替え (平成18年事業所・企 業統計調査)	0.987393	▲ 3,347	0.994887	▲ 0.7	0.992969	▲ 0.9	1.022472	0.2

※常用労働者5人以上、調査産業計

(雇用指数)

	常用雇用指数 (就業形態計)		常用雇用指数 (一般労働者)		常用雇用指数 (パートタイム労働者)	
	ギャップ率 G ₁	ギャップ水準 (人)	ギャップ率 G ₂	ギャップ水準 (人)	ギャップ率 G ₂	ギャップ水準 (人)
平成24年1月抽出替え (平成21年経済センサ ス-基礎調査)	1.0231256	1,020,731	0.9989599	▲ 33,883	1.0036593	47,759
平成21年1月抽出替え (平成18年事業所・企 業統計調査)	0.9775544	▲ 982,832	0.9914013	▲ 279,040	1.0257003	300,673

※常用労働者5人以上、調査産業計

きまって支給する給与の調査産業計のギャップの産業別要因分解

(参考4)

(平成27年1月抽出替え)

	きまって支給する給与			
	旧サンプル	新サンプル	ギャップ	産業別寄与度
	円	円	円	円
調査産業計	259,592	256,660	-2,932	-2,932
鉱業、採石業等	292,471	266,373	-26,098	-13
建設業	317,180	313,822	-3,358	-197
製造業	302,878	295,746	-7,132	-1,203
電気・ガス業	435,682	452,246	16,564	97
情報通信業	386,953	377,121	-9,832	-308
運輸業、郵便業	289,768	290,885	1,117	77
卸売業、小売業	227,848	221,416	-6,432	-1,189
金融業、保険業	347,880	353,796	5,916	175
不動産・物品賃貸業	284,981	282,225	-2,756	-41
学術研究等	360,328	358,822	-1,506	-43
飲食サービス業等	119,410	117,221	-2,189	-199
生活関連サービス等	192,113	188,408	-3,705	-133
教育、学習支援業	297,872	292,666	-5,206	-317
医療、福祉	247,764	247,702	-62	-8
複合サービス事業	294,107	292,044	-2,063	-18
その他のサービス業	215,200	220,676	5,476	418

(平成24年1月抽出替え)

	きまって支給する給与			
	旧サンプル	新サンプル	ギャップ	産業別寄与度
	円	円	円	円
調査産業計	260,000	259,230	-770	-770
鉱業、採石業等	299,826	310,705	10,879	3
建設業	317,827	312,899	-4,928	-357
製造業	294,682	297,790	3,108	332
電気・ガス業	440,121	431,115	-9,006	-6
情報通信業	379,798	382,507	2,709	172
運輸業、郵便業	284,452	282,175	-2,277	91
卸売業、小売業	218,765	223,586	4,821	927
金融業、保険業	363,204	353,876	-9,328	-340
不動産・物品賃貸業	276,235	278,100	1,865	20
学術研究等	360,649	358,529	-2,120	16
飲食サービス業等	121,251	121,253	2	93
生活関連サービス等	187,417	194,776	7,359	285
教育、学習支援業	294,028	302,201	8,173	322
医療、福祉	249,920	248,705	-1,215	-154
複合サービス事業	331,841	282,294	-49,547	-915
その他のサービス業	228,858	216,539	-12,319	-1,277

(平成21年1月抽出替え)

	きまって支給する給与			
	旧サンプル	新サンプル	ギャップ	産業別寄与度
	円	円	円	円
調査産業計	265,494	262,147	-3,347	-3,347
鉱業	295,342	293,233	-2,109	-5
建設業	312,249	326,722	14,473	362
製造業	282,615	284,923	2,308	417
電気・ガス業	433,080	445,739	12,659	44
情報通信業	368,655	364,693	-3,962	-72
運輸業	276,887	280,802	3,915	243
卸売業、小売業	224,676	220,744	-3,932	-710
金融業、保険業	373,744	365,851	-7,893	-406
不動産業	310,977	307,295	-3,682	-4
飲食店、宿泊業	130,781	120,239	-10,542	-885
医療、福祉	267,724	257,997	-9,727	-1,116
教育、学習支援業	314,132	312,943	-1,189	-189
複合サービス事業	287,461	321,677	34,216	493
その他のサービス業	259,006	248,569	-10,437	-1,541

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計」

(注) 1. きまって支給する給与の新旧サンプル間のギャップは、下式により、賃金、労働者構成比それぞれの寄与度に分解した。

$$\Delta w = \sum_i \Delta w_i \cdot r_i^{old} + \sum_i (w_i^{old} - w^{old}) \cdot \Delta r_i + e$$

(賃金の寄与度) (構成比の寄与度)

w : 平均賃金、 r : 常用労働者の産業間構成比、 Δ : 新旧サンプル間のギャップ、 old : 旧サンプル、 i : 産業、 e : 交差項及び計算上の誤差

2. 平成21年1月は、産業分類が他の年と異なるため、単純に比較することはできない。

(参考5)

ベンチマークの更新の際のきまって支給する給与の ギャップの労働者構成の変化による影響

(平成24年1月抽出替え)

	旧母集団 労働者	新母集団 労働者	労働者 構成の 変化による 影響	調査産業計のギャップに対する寄与度				旧母集団労働者数		新母集団労働者数		構成比 差	労働者 変化率
	新サンプル	新サンプル			産業大分 類内構成 比の変動に よる寄与	産業大分 類間構成 比の変動に よる寄与	交絡項		構成比		構成比		
	①	②	②－①					③	④	⑤	⑥	⑥－④	⑤－③ ③
	円	円	円	円	円	円	円	人	%	人	%		%
調 査 産 業 計	258,739	259,230	491	491	1,103	-568	-50	44,634,157	100.00	45,643,272	100.00	0.00	2.26
鉱 業 , 採 石 業 等	295,673	310,705	15,032	8	8	0	0	23,676	0.05	22,083	0.05	0.00	-6.73
建 設 業	311,450	312,899	1,449	7	83	-74	-3	2,562,435	5.74	2,555,640	5.60	-0.14	-0.27
製 造 業	296,493	297,790	1,297	-17	240	-245	-12	8,244,241	18.47	8,132,669	17.82	-0.65	-1.35
電 気 ・ ガ ス 業	430,641	431,115	474	55	3	52	0	274,399	0.61	293,834	0.64	0.03	7.08
情 報 通 信 業	378,237	382,507	4,270	222	135	84	3	1,409,080	3.16	1,473,273	3.23	0.07	4.56
運 輸 業 , 郵 便 業	279,860	282,175	2,315	389	138	222	29	2,658,268	5.96	3,201,112	7.01	1.05	20.42
卸 売 業 , 小 売 業	220,115	223,586	3,471	670	666	4	0	8,568,781	19.20	8,760,399	19.19	-0.01	2.24
金 融 業 , 保 険 業	352,214	353,876	1,662	5	53	-47	-1	1,411,719	3.16	1,421,652	3.11	-0.05	0.70
不動産・物品賃貸業	276,612	278,100	1,488	13	23	-9	-1	677,263	1.52	671,907	1.47	-0.05	-0.79
学 術 研 究 等	360,436	358,529	-1,907	28	-52	81	-1	1,229,491	2.75	1,292,018	2.83	0.08	5.09
飲食サービス業等	121,737	121,253	-484	55	-41	96	0	3,775,192	8.46	3,830,206	8.39	-0.07	1.46
生活関連サービス等	194,027	194,776	749	46	27	19	0	1,603,382	3.59	1,625,033	3.56	-0.03	1.35
教育 , 学 習 支 援 業	294,812	302,201	7,389	259	474	-177	-39	2,867,006	6.42	2,707,853	5.93	-0.49	-5.55
医 療 , 福 祉	250,452	248,705	-1,747	-221	-220	-1	0	5,626,537	12.61	5,758,807	12.62	0.01	2.35
複 合 サ ー ビ ス 事 業	285,965	282,294	-3,671	-239	-56	-207	24	676,993	1.52	346,240	0.76	-0.76	-48.86
その他のサービス業	222,096	216,539	-5,557	-794	-377	-366	-51	3,025,694	6.78	3,550,546	7.78	1.00	17.35

(平成21年1月抽出替え)

	旧母集団 労働者	新母集団 労働者	労働者 構成の 変化による 影響	産業計のギャップに対する寄与度				旧母集団労働者数		新母集団労働者数		構成比 差	労働者 変化率
	新サンプル	新サンプル			産業大分 類内構成 比の変動に よる寄与	産業大分 類間構成 比の変動に よる寄与	交絡項		構成比		構成比		
	①	②	②－①					③	④	⑤	⑥	⑥－④	⑤－③ ③
	円	円	円	円	円	円	円	人	%	人	%		%
調 査 産 業 計	263,331	262,147	-1,184	-1,184	-29	-994	-166	45,198,768	100.00	44,172,167	100.00	0.00	-2.27
鉱 業	292,322	293,233	911	-2	1	-3	0	31,702	0.07	24,328	0.06	-0.01	-23.26
建 設 業	321,455	326,722	5,267	-312	360	-628	-44	3,087,395	6.83	2,539,209	5.75	-1.08	-17.76
製 造 業	281,952	284,923	2,971	537	578	-37	-4	8,785,100	19.44	8,499,477	19.24	-0.20	-3.25
電 気 ・ ガ ス 業	437,327	445,739	8,412	17	53	-35	-1	283,783	0.63	268,479	0.61	-0.02	-5.39
情 報 通 信 業	358,568	364,693	6,125	261	201	57	3	1,480,723	3.28	1,473,763	3.34	0.06	-0.47
運 輸 業	279,911	280,802	891	70	52	18	0	2,652,639	5.87	2,640,560	5.98	0.11	-0.46
卸 売 業 , 小 売 業	221,691	220,744	-947	-114	-193	75	4	9,199,637	20.35	8,907,341	20.17	-0.18	-3.18
金 融 業 , 保 険 業	363,465	365,851	2,386	-74	78	-150	-2	1,485,591	3.29	1,385,330	3.14	-0.15	-6.75
不 動 産 業	309,236	307,295	-1,941	17	-17	37	-3	406,351	0.90	430,877	0.98	0.08	6.04
飲食店 , 宿泊業	120,703	120,239	-464	-122	-35	-86	-1	3,405,985	7.54	3,355,538	7.60	0.06	-1.48
医 療 , 福 祉	260,108	257,997	-2,111	-284	-219	-32	-33	4,684,193	10.36	5,018,045	11.36	1.00	7.13
教育 , 学 習 支 援 業	308,346	312,943	4,597	171	297	-117	-9	2,918,175	6.46	2,739,817	6.20	-0.26	-6.11
複 合 サ ー ビ ス 事 業	318,070	321,677	3,607	1	58	-55	-2	724,653	1.60	661,833	1.50	-0.10	-8.67
その他のサービス業	257,846	248,569	-9,277	-1,355	-1,242	-39	-74	6,052,841	13.39	6,227,570	14.10	0.71	2.89

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計」の提出調査票をもとに特別集計により、作成。

(注) 1. きまって支給する給与の新旧母集団労働者間のギャップは、下式により、産業大分類内構成比、産業大分類間構成比それぞれの寄与度に分解した。

$$\Delta w = \sum_i \Delta w_i \cdot r_i^{old} + \sum_i (w_i^{old} - w^{old}) \cdot \Delta r_i + e$$

(産業大分類内構成比の寄与度) (産業大分類間構成比の寄与度)

w : 平均賃金、 r : 常用労働者の産業大分類間構成比、 Δ : 新旧母集団労働者間のギャップ、 old : 旧母集団労働者、 i : 産業、
 e : 交差項及び計算上の誤差

2. 平成24年1月と平成21年1月は、産業分類が異なるため、比較する際には注意を要する。